

【5 / 7 ~】 柏市立小・中・高等学校の休業期間の延長について ~その概要~

令和2年4月28日
説明資料

- ・市立小中高等学校は、4月7日（火）に国の緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、5月6日（水）まで一斉臨時休業としていました
- ・その後、全国的な感染拡大状況を踏まえて4月16日（木）に緊急事態宣言が全国に拡大されたが、現時点では緊急事態宣言解除の見通しが不透明であること等を勘案し、5月7日（木）からの学校再開については当面の間、見合わせます
- ・これに伴い、5月7日（木）以降、「対面日」（新入学児童生徒及び保護者）及び「プリント等配付日」（在校生）を設定し、児童生徒の学習保障及び健康観察を行います

休業期間の延長

・5月7日（木）から当面の間、休業期間を延長します

※緊急事態宣言が解除されるまでは休業を継続し、詳細な学校再開時期については、政府専門家会議の見解、千葉県教育委員会の対応、柏市内の感染状況等を踏まえて決定します

【新入学児童生徒向け】対面日の設定

- ・「新入学児童生徒」「保護者」「担任教員」の3者が対面し、学習プリント等の配布や学習相談等を行い、長期にわたる休業での不安解消に努めます
 - 対面日：5月7日（木）以降、速やかに行います
- ・「3つの密」を回避した上で、個別またはグループ単位で短時間で行います
- ・出席を希望しない世帯には個別に電話連絡等により対応します
- ※入学式については、学校再開時期と合わせて実施の可否を決定します

【在校生向け】プリント等配付日の設定

- ・児童生徒の学習意欲の継続と一人一人の健康状態等の確認のため、学習プリント等の配付日を設定します
 - プリント等配付日：5月7日（木）以降、速やかに行います
- ・「3つの密」を回避するため、学年及びクラスを分散し短時間かつ広いスペースで行います

学習支援 ~通信環境不備世帯への支援~

- ・家庭での学習支援として柏市独自で作成した学習動画を配信中
- ・通信環境が整っていない家庭に対し次のとおり支援を行います
 - ① 通学している学校での学習動画の閲覧
 - ② 学校所有のタブレット端末の活用（※台数に制限あり）

学校行事

※詳細未定のため今回の通知文には含んでいません

- ・運動会・体育祭は、5月下旬までに実施の可否を判断します
- ・修学旅行・林間学校は、5月下旬までに実施の可否を判断します

食の支援

- ・臨時休業中における家計負担の軽減を図るため、**就学援助受給認定世帯**に対して、**給食費相当額を後日支給**します
- ・給食提供開始日は、今後、学校再開時期と合わせて決定します

夏季休業の短縮

- ・令和2年度の夏季休業は、長期にわたる臨時休業における授業日数を補うため短縮します
- ・正式な夏季休業期間は、今後の学校再開時期と合わせて決定します
- ※千葉県民の日（6月15日(月)）は課業日とします